

## 令和 6 年度 静海ク協委第 1 号 海洋産業人材発掘・育成等業務 仕様書

### 1 業務名

令和 6 年度 静海ク協委第 1 号 海洋産業人材発掘・育成等業務

### 2 業務目的

静岡市海洋産業クラスター協議会は、目の前に駿河湾が広がる「地」の利、海洋に関する技術・ノウハウを持つ企業が集積している「技」の利、大学等の研究機関が持つ「知」の利を有機的に組み合わせ、静岡市（主に清水港周辺地域）における「海洋」をキーワードとした新事業創出や研究機能の集積・強化を目指す、市の海洋産業振興施策の推進主体として、地元の産業界、大学、行政さらには国等研究機関の参画のもと、平成 28 年 5 月に設立された任意団体である。

本業務は、参加者に対して海洋産業分野への興味の喚起を図り、セミナー、講座、発表会及びコーディネーターによる伴走支援（以下「講座等」という。）の実施による当該分野に関する学習を通じて、将来的に静岡市において海洋産業分野を担っていく人材の発掘・育成を行うものである。

### 3 業務施行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

### 4 業務概要（詳細は「5 業務内容」による）

#### （1）実施内容

海洋産業人材発掘・育成のための講座等の実施

#### （2）開催時期

契約締結日から令和 7 年 2 月まで

#### （3）開催場所

静岡市内（オンラインを含む）

#### （4）参加対象

高校生以上の海洋産業分野に興味がある人、従事している人又は  
海洋産業分野で事業を始めたいと考えている人

#### （5）開催回数及び参加人数

ア オープンセミナー

2 回程度、各回 50 名程度

イ 講座

6 回程度、各回 8 名程度

ウ 成果報告会

1 回、8 名程度

エ コーディネーターによる伴走支援

適宜実施、8 名程度

(6) 条件等

- ア 講座等の内容は全体として、関連性を持たせること。
- イ 「海洋産業」をテーマとしたプログラムであること。
- ウ 海洋産業関連企業と連携したプログラムであること。
- エ 静岡市の海洋産業の発展に寄与するプログラムであること。

5 業務内容

講座等の開催に当たり、事前広報や集客及びそれに付随する業務、当日の運営などの以下の業務を行う。

(1) 講座等の開催

- ① 静岡市における「海洋産業」をテーマとした講座等の企画、運営、管理
- ② 講座等の参加者及び講師等の確保並びに実施会場の確保
- ③ 海洋産業関連企業との連絡・調整

(2) 本業務の広報・集客について

- ① 講座等の開催規模が実施可能な広報・集客を行うこと
- ② 参加者申込受付・参加者リストの作成及び管理並びに参加申込者への連絡調整業務
- ③ 広報及び集客の進捗状況についての、協議会担当者への定期的な報告

(3) 本業務の運営・管理

- ① 本業務を実施するにあたり、適当な能力を有し、業務を円滑に遂行できる運営体制の確保
- ② 適切なスケジュールの管理・運用

(4) 今後の本市における海洋産業人材発掘・育成等に関する提案業務

業務内容(1)によって得られた本市の現状や課題、最新の海洋産業人材発掘・育成に関する情報を幅広く収集し本市へ提供したうえで、本市の海洋産業人材発掘・育成等の方策等の提案を行うこと。

(5) 令和5年度事業参加者へのアフターフォロー

令和5年度の当事業参加者の事業参加後の海洋産業分野での起業や事業創造に関する相談ができる場を提供すること。

(6) その他

上記業務を効率的かつ円滑に実施するために必要となる業務

6 成果品

(1) 成果品

本業務の成果品及び納入期限は、原則以下のとおりとする。

- ア 告知用データ
- イ 実施報告書(講座等で使用したテキストがある場合はそれを含む)

(2) 提出方法

電子媒体(CD-ROM等)

(3) 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

7 協議・打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に緊密な連絡をとることとし、協議・打合せ等を適宜行うものとする。

8 一般項目及び留意事項

(1) 仕様書

本仕様書は、委託者が発注する本業務の内容について、統一的な解釈と運営を図る上で、その必要な事項を定めるとともに、契約の適正な履行を確保するものと位置付ける。

(2) 情報漏洩の禁止

受託者は、本業務の実施にあたって知り得た企業情報等の秘密事項を第三者に漏えいしてはならない。また、本業務終了後においても同様の取扱いとする。

(3) 著作権

本業務の実施にあたり、作成及び編集したデータ等を含むすべての著作物の著作権及び知的所有権については、委託者に帰属し、委託者はこれを改変して使用することができる。

(4) 利用許諾等の適正処理

受託者は、報告書等の作成について、他からの無断転載等による著作権の侵害に該当するような行為を行わないこと。また、転載等を行う場合には、受託者が著作権の帰属を確認し、その利用許諾等に関して、適正な手続きを行うこと。

(5) その他の事項

業務の遂行にあたっては、経過を随時委託者に報告し、不明な点については必要に応じて協議を行う。特に、感染症の拡大や大規模災害等の状況により、業務内容に大きな変更の必要が生じた場合には、早急に委託者に相談、報告するとともに、対応協議を行うこと。